

カンボジアにおける証券投資について

岡山県カンボジアビジネスサポートデスク (I-GLOCAL Hun Kakrona)

1. はじめに

近年、世界的に見て、株式や債券などの金融商品、不動産などへの投資を行う投資家は増え続けている。その中で、最近ではカンボジア証券取引所(CSX)でも、有価証券に関する様々なセミナーやフォーラム等を開催し、投資家の誘致や株式市場に対する関心や知識を深めてもらう為の取組を積極的に行っている。そこで、本稿ではカンボジア証券取引所(CSX)の証券投資について報告する。

2. カンボジア証券取引所(CSX) について

2.1 CSX の歴史

2009年3月、カンボジア政府は韓国証券取引所と共同出資を行うため、CSX市場設立の覚書(MOU)を締結した。当覚書により同取引所に対してカンボジア政府が55%、韓国証券取引所が44%を出資し、カンボジア証券取引所(CSX)は2010年2月23日に商業登録を承認された。

2.2 CSX の証券

証券とは所有権を表示して株式又は公債を売買する金融契約であり、所有者は証券を売買することができる。基本的に証券とは、株式(stock)、債券(bond)及びデリバティブ取引(derivative)の3種類に分類されるが、現在カンボジアの証券取引所では株式(stock)及び債券(bond)のみの取引が可能となっている。

・ 株式(Stock)

株式(stock)は法人が資金調達をする際に、その資金を出資している証明として株主に発行される。カンボジア証券取引所(CSX)市場では下記の2種類の株式の売買取引が可能である。

- ① **普通株 (Common Stock)** : 株主の権利内容が限定されていない、最も一般的な株式。株主は、株主総会に参加出来る権利や配当を受け取る権利を得られる。また、会社が株式を追加発行する際に、投資家は購入の権利を得る。
- ② **優先株 (Preferred Stock)** : 普通株式に比べて配当を優先的に受ける事が出来る。

・ 債券(Bond)

債券(Bond)は国や企業が一時的に資金を調達する目的で発行され、資金調達を目的として発行するという意味では株式と一緒であるが、あらかじめ利率や満期日が決められている。発行側は債権者にクーポン及び利子を支払う義務が付けられる。現在、カンボジア国内ではHattha Kaksekar Limited社のみ社債発行登録申請を行っているが、社債取引はまだ発生していない。

2.3 CSX 市場のメンバー及び参加者

CSXによれば、カンボジア証券取引所の上場銘柄は現在以下の5社のみである。

| No. | 上場企業 | 上場日 |
|-----|---|------------|
| 1 | プノンペン水道公社 Phnom Penh Water Supply Authority 社(PPWSA) | 2012年4月18日 |
| 2 | グランドツインズインターナショナル Grand Twin International (Cambodia) Plc 社(GTI) | 2014年6月16日 |
| 3 | プノンペン自治港 Phnom Penh Autonomous Port 社(PPAP) | 2015年12月9日 |
| 4 | プノンペン経済特区 Phnom Penh SEZ Plc.社(PPS) | 2016年5月30日 |
| 5 | シアヌークビル港湾公社 Sihanoukville Autonomous Port 社(SAP) | 2017年4月25日 |

CSX 市場の証券引受会社 (Securities Underwriters) は現在以下の 6 社である。

1. PHNOM PENH Securities Plc.
2. RHB INDOCHINA Securities Plc.
3. CANA Securities Ltd.
4. CAMPU Securities Plc.
5. Yuanta Securities (Cambodia) Plc.
6. SBI Royal Securities Plc.

尚、カンボジア国内の証券仲介会社 (Securities Brokers) は ACLEDA Securities Plc.、CAB Securities Limited 及び CAMBODIA - VIETNAM Securities Plc. の 3 社であり、証券仲買会社 (Securities Dealers) は GOLDEN FORTUNE (Cambodia) Securities Plc. の 1 社のみである。

2.4 証券取引口座開設の手順

証券取引を行うため、まず投資家は上記の CSX 市場の中から投資先 1 社を選び、下記の 3 つの手順により口座開設をする必要がある。

ステップ 1: カンボジア証券取引委員会 (SECC) への証明番号の登録

証券取引会社を選んだ後、証券取引を行う投資家はまず初めにカンボジア証券取引委員会 (SECC) への投資家番号登録の手続きを行う必要がある。投資家番号を申請するには、直接本人が SECC へ行き登録するか、もしくは証券取引会社を通じて登録することも可能である。SECC にて投資家の番号登録を行う際に必要な書類は以下の通りで、個人と法人では登録準備に必要な書類が異なる。

①個人の場合

- 申請書
- 写真 (4cm x 6cm) 2 枚
- 身分証明書 (カンボジア人)、パスポート (外国人)

②法人の場合

- 申請書
- 取締役会の決議
- 代表者の身分証明書 (カンボジア人)、パスポート (外国人)
- 代表者の写真 (4cm x 6cm) 2 枚
- 商業証明書もしくは関連省庁ライセンス (会社設立時の書類)
- パテント登録証および VAT 登録証 (会社設立時の書類)
- 口座管理者のリスト
- その他、業態により必要とされる書類

ステップ2: 証券取引口座の開設

証明番号を取得した後、証券取引会社から CSX 市場へ投資家登録情報を通知し、その後、投資家は証券取引口座を開設することが可能になる。

ステップ3: 現金口座の開設

証券取引口座の開設が完了した後、投資取引を行う際に使用する現金口座の開設が可能となる。投資家は CSX の現金決済代理店の銀行で現金口座を開設することとなるが、現在の主な代理店としては ACLEDA 銀行、CANADIA 銀行及び B IDC 銀行の 3 行がある。

3. CSX のモバイル取引システム(MTS)

従来、投資家は証券会社を仲介し証券取引を行っていたが、2018 年 6 月 25 日からカンボジア証券取引所 (CSX) はモバイル取引システムを導入し、当該システムを利用することで、投資家は証券会社を仲介せず、本人又は自社で株式情報の確認及び注文を行うことが可能になった。本システムは最初の 1 年間は無料で利用出来、携帯電話もしくは SECC でもアカウント登録が可能である。

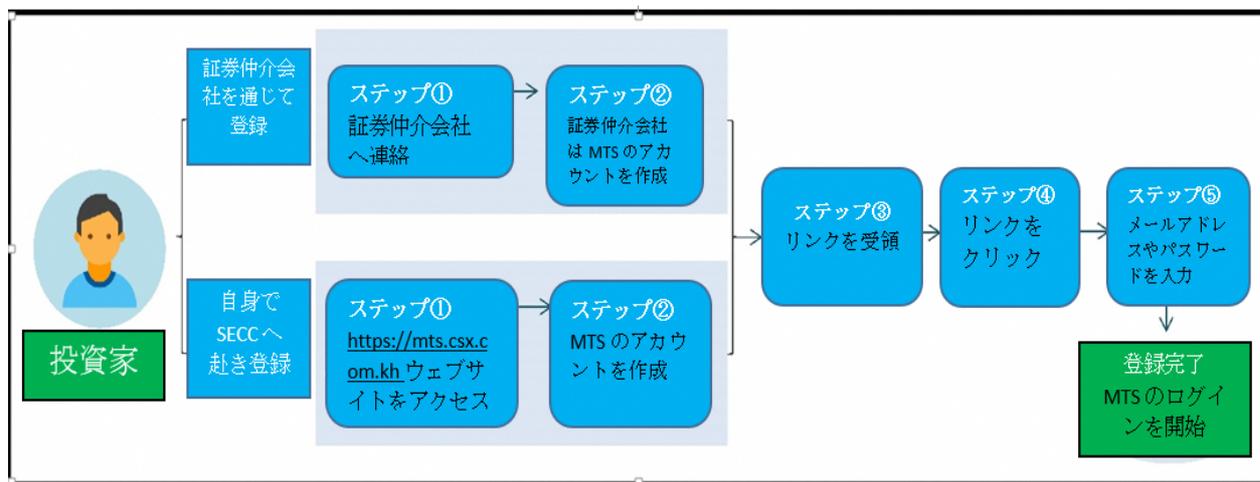
モバイル取引システムの登録方法は下記の通りである。

- ① 証券取引口座を開設
- ② <https://mts.csx.com.kh> のウェブサイトへアクセス
- ③ 上記ウェブサイトに登録した電話番号もしくはメールアドレス宛にリンクが送付される。
- ④ 受け取ったリンクからメールアドレスやパスワードを入力

上記の手順が完了した後、投資家はモバイル取引システムへのアクセスが可能になる。

■ モバイル取引システム(MTS)のアクセス方法

証券口座開設の手順は具体的な図で表すと以下の通りである。



おわりに

カンボジア証券取引所(CSX)で扱う株式には、カンボジア政府の株式が含まれていることもあり、当該市場は投資家にとって安全な市場であるとされている。CSX は証券投資市場の発展に向け様々な取組を行っており、モバイル取引システム(MTS)の開発がその具体例の 1 つである。カンボジアの証券市場は国内投資家だけではなく、外国人投資家にも魅力的な市場になりつつあり、今後海外からも注目を集めていくのではないだろうか。

4.参考文献

1. csx.com.kh/en/about/profile.jsp?MNCD=10301
カンボジア証券取引所組織図
2. csx.com.kh/data/mts/listPosts.do?MNCD=4060
モバイル取引システムについて
3. csx.com.kh/data/1stcom/listPosts.do?MNCD=5010
東南アジアにおける過渡期経済
4. csx.com.kh/en/member/members.jsp?MNCD=10511
カンボジア証券取引所 ディーラーリスト

【岡山県ベトナム・カンボジアビジネスサポートデスク】

<<日本国内デスク（株式会社 I-GLOCAL 内）>>

【所在地】：東京都中央区銀座1丁目18番2号 辰ビル7F

【担当者】：鎌塚 麻由子（かまづかまゆこ）

<<ベトナム/ホーチミン現地デスク（I-GLOCAL ホーチミン事務所内）>>

【所在地】：14th Floor, TNR Tower, 180-192 Nguyen Cong Tru Street, District 1, Ho Chi Minh City, Vietnam

【担当者】：本庄谷 由紀（ほんじょうやゆき）

<<ベトナム/ホーチミン現地デスク（I-GLOCAL ハノイ事務所内）>>

【所在地】：Room 1206, 12th Floor, Indochina Plaza Ha Noi Tower, 241 Xuan Thuy Street, Cau Giay District., Ha Noi, Vietnam

【担当者】：逆井 将也（さかさいまさや）

※ デスクのご利用にあたっては、「岡山県ベトナム・カンボジアビジネスサポートデスク」利用の手引きをご覧のうえ、まずは岡山県産業企画課マーケティング推進室(086-226-7365)までご相談ください。